本資料をお使いいただくにあたって

●指導と評価について

よい授業は指導と評価が一体となって創りだされます。特に評価は，それまでの指導が適切であるかどうか，いいかえれば指導内容や指導方法などをこのまま継続してよいのか，改善する必要があるのかを判断する上での大切な教育活動といえます。また，生徒にとっても自らの学習を見つめ直すよい機会となります。

このように評価は，教師の指導や生徒一人一人の学習のあり方にフィードバックされなくてはなりません。

そこで，指導と評価に対応する学習指導要領と生徒指導要録に準拠し，教科書に沿った学習内容と評価の視点を一覧できる本資料をまとめました。指導計画案を立てたり，授業を展開したりする際の参考にしていただければ幸いです。

●年間指導計画案と観点別評価規準例

年間指導計画案は，学校や地域，生徒の実態に即して，目標を達成するために学習内容に授業時数を配当し，学年ごとに年間にわたってどのように指導を展開していくかを明らかにした学校の基本的な計画です。

各学校では，それぞれに作成された理科の年間指導計画に基づいて日々の授業が展開されているところでありますが，教科書改訂に伴い，改めて採択いただいた平成28年度版の教科書をもとにして年間指導計画を見直されることと思います。そこで，いままでご利用いただいていました本資料についても新しい教科書に適合するよう改訂することにしました。もとより本資料は年間指導計画の要件のすべてを満たしたものではありません。各学校での年間指導計画を作成する折などに参考資料として活用していただければと思います。

本資料の特徴は，観点別評価規準例を記載したことです。この理由は，指導と評価の一体化を実現しやすくするためのものです。評価は目標に照らして行われますから，日々の学習内容や学習活動を評価する場合は，それらがどのようなねらいに基づいて行われるかを確認しておく必要があります。そこで，それぞれの項目（教科書に記載されている学習内容や学習活動）に対応する目標を枠囲いで確認できるようにしました。目標規準に準拠した評価（絶対評価）を行うため，評価計画の充実が求められているところですが，各学校で評価計画を作成する際の参考にしていただきたいと思います。なお，評価規準の文末で評価方法を［　］内に示しています。

本資料のもう一つの特徴は，観点別評価基準例も併せて記載したことです。

評価基準は，評価規準例に合わせて，右表のように２段階に分けて記載しています。◎はＡ基準の例，○はＢ基準の例です。

評価基準は，評価規準に比較すると具体的になっています。

表　評価基準の段階

段階とその内容	記号
Ａ基準：とてもよい	◎
Ｂ基準：よい	○
Ｂ基準に達しない場合の支援	★

単元２　物質のすがた

単元の目標　…身のまわりの物質について，その状態変化について理解させる。

1章　いろいろな物質（7時間）

時数	項目〈項目の目標〉	【観察・実験】	観点別評価例		
			自然事象への関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	
4	❶ 身のまわりの物質 A　物質とは何か B　似ている物質を区別する方法 〈身のまわりの物質の性質に着目して物質を分類できることを見いだす〉 〈加熱のしかた，実験器具の操作，記録のしかたなどの技能を身につける〉 ❷ 有機物と無機物 A　有機物と無機物の区別 B　プラスチック 〈身近な親しみのある素材として学習意欲を喚起し，水との密度の比較や燃え方で有機物に分類させる〉	【やってみよう】 「物質を探してみよう」 【実験1】白い粉末の区別 「3種類の白い粉末がそれぞれ何か調べる」 【基本操作】 「加熱器具の使い方」 【基本操作】 「ノートの書き方」 【やってみよう】 「身のまわりの物質を有機物と無機物に分けてみよう」	◆ 身のまわりの物質に関心をもち，意欲的に物質の性質を利用して区別しようとするとともに，事象を日常生活とのかかわりで見ようとする。 ［行動観察，質問紙］ ◎ 身のまわりの物質について，観察した結果からそのちがいに気づき，区別する方法を考え，話し合いを進めている。 ○ 身のまわりの物質を区別する方法について興味を示している。 ★ 目で見てわかる表面の色，手ざわり，かたさ，重さなどについて着目させる。	◆ 身のまわりの物質とその性質に関する事物・現象の中に問題を見いだし， 質に まとめたりして，表現している。 ［ペーパーテスト，レポート］ ◎ 白い粉末の物質を調べる方法を複数あげて，適切に計画し，物質固有の性質と共通の性質について，自らの考えを導いたりまとめたりしている。 ○ 白い粉末の物質を調べる方法を計画し，その性質について，自らの考えをまとめている。 ★ 日常生活の中での砂糖，食塩，小麦粉の使い方を考えさせる。	◆ 加熱に を身につ とにまと ［レポー ◎ ガスバ 正しく ○ ガスバ る。 ★ 個別指 一の使

評価規準の例。文末の［　］内に評価方法を示している。

原則として４観点全部に基準を示しているが，その中でも重点を置くべき評価項目には網掛けをして区別している。

評価規準に基づいた評価基準の例。◎は A 基準の例，○は B 基準の例，★は B 基準に達しない場合の支援方法についての説明を示している。

さらに，原則として４観点全部に評価規準・評価基準を示していますが，その中でも重点を置くべき評価項目には網掛けをして区別しています。その際，単元を通してみると，４観点のいずれもが一度は重点項目に選択されるように工夫しています。

●観点別評価規準例・観点別評価基準例について

平成23年７月に，中学校理科の評価規準について，下記のような国立教育政策研究所の資料が公表されました。

「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（中学校　理科）」

※国立教育政策研究所ウェブページ（http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html）参照

ここには，新しい観点別評価の考え方と，具体例が示されています。新しい観点とは，次のような内容です。従来の「科学的な思考」が「科学的な思考・表現」に，「観察・実験の技能・表現」が「観察・実験の技能」になります。ここで「科学的な思考・表現」の「表現」は，これまでの「技能・表現」で評価されていた「表現」ではなく，思考・判断した過程や結果を言語活動等を通じて児童生徒がどのように表出しているかを内容としています。また，今回の改訂で設定された「技能」については，これまで「技能・表現」として評価されていた「表現」(観察・実験の結果を整理して記録するなど）をも含む観点として設定されることになりました。

本資料では，このような考え方をふまえ，観点別評価規準例を示しています。前掲資料にも具体例がありますので，そちらも参考にしていただきたいと思います。

●評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（中学校理科）
学習評価の在り方について

1　学習指導要領の趣旨を反映した学習評価の基本的な考え方

平成20年に告示された学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）の下で行われる学習評価について，平成22年３月に中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告「児童生徒の学習評価の在り方について」（以下「報告」という。）がとりまとめられた。

報告で示された学習評価の改善に係る３つの基本的な考え方

○目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価や評定の着実な実施

○学力の重要な要素を示した学習指導要領の趣旨の反映

○学校や設置者の創意工夫を生かす現場主義を重視した学習評価の実施

※報告の全文は，文部科学省ウェブページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/attach/1292216.htm）に掲載

学習指導要領の下での学習評価については，生徒の「生きる力」の育成をめざし，生徒一人一人の資質や能力をより確かに育むようにするため，学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況をみる評価を着実に実施し，生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し，学習指導の改善に生かすことが重要であるとともに，学習指導要領に示す内容が確実に身に付いたかどうかの評価を行うことが重要である。

また，今回の観点別学習状況の評価の改善は，特に，学力の重要な要素を示した学習指導要領等の趣旨の反映と関連している。

学校教育法の一部改正を受けて改訂された学習指導要領の総則に示された学力の３つの要素を踏まえて，評価の観点に関する考え方が整理された結果，これまでの観点の構成と比べると，「思考･判断」が「思考・判断・表現」となり，「技能・表現」が「技能」として設定されることとなった。

さらに，各学校や設置者の創意工夫を一層生かしていくことが求められており，各学校では，組織的な取組を推進し，学習評価の妥当性，信頼性等を高めることが重要である。

2　学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況，評定及び特別活動の記録

文部科学省は，学習指導要領の下での指導要録の作成の参考となるよう，平成22年５月11日付けで文部科学省初等中等教育局長通知「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(以下「改善通知」という。）を発出した。

この改善通知では，報告を受け，各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう，学習評価を行うに当たっての配慮事項，小学校，中学校ごとに各教科の学習の記録，特別活動の記録など各欄の記入方法等を示すとともに，各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等を示している。

改善通知の概要

⑴　学習評価の改善に関する基本的な考え方について

学習評価を通じて，学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること，学校における教育活動を組織として改善することが重要であり，新学習指導要領の下での学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要である。

①　きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため，学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する，目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。

②　新学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。

③　学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

⑵　学習評価における観点について

新学習指導要領を踏まえ，「関心・意欲・態度」，「思考・判断・表現」，「技能」及び「知識・理解」に評価の観点を整理し，各教科の特性に応じて観点を示しており，設置者や学校においては，これに基づく適切な観点を設定する必要がある。

改善通知に示された評価の観点の趣旨については以下のように整理することができる。

①「関心・意欲・態度」

「関心・意欲・態度」の観点は，これまでと同様，各教科の学習に即した関心や意欲，学習への態度等を対象としたものであり，その趣旨に変更はない。

②「思考・判断・表現」

「思考・判断・表現」の観点のうち「表現」については，基礎的・基本的な知識・技能を活用しつつ，各教科の内容に即して考えたり，判断したりしたことを，児童生徒の説明・論述・討論などの言語活動等を通じて評価することを意味している。

つまり「表現」とは，これまでの「技能・表現」で評価されていた「表現」ではなく，思考・判断した過程や結果を言語活動等を通じて児童生徒がどのように表出しているかを内容としている。

③「技能」

「技能」の観点では,従前の「技能・表現」が対象としていた内容を引き継ぐことになる。これまで「技能・表現」については，例えば社会科では資料から情報を収集・選択して，読み取ったりする「技能」と，それらを用いて図表や作品などにまとめたりする際の「表現」とをまとめて「技能・表現」として評価してきた。

今回の改訂で設定された「技能」については，これまで「技能・表現」として評価されていた「表現」をも含む観点として設定されることとなった。

④「知識・理解」

「知識・理解」の観点は，これまでと同様，各教科において習得した知識や重要な概念を習得しているかどうかを内容としたものであり，その趣旨に変更はない。

改善通知においては，各設置者が観点を設定する際に参考となるよう，各教科の評価の観点及びその趣旨並びにそれらを学年別（又は分野別）に示したものを提示している。観点及びその趣旨等は，これまでと同様，各学校における評価規準の工夫・改善を図る際にも参考となるものである。

⑶ 観点別学習状況及び評定の記入方法について

改善通知に示された中学校生徒指導要録における観点別学習状況及び評定の記入方法は，次のとおりである。

中学校生徒指導要録

（学習指導要領に示す必修教科の取扱いは次のとおり）

[各教科の学習の記録]

Ⅰ 観点別学習状況（小学校児童指導要録と同じ）

新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして，その実現状況を観点ごとに評価し，次のように区別して記入する。

「十分満足できる」状況と判断されるもの　：A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：B

「努力を要する」状況と判断されるもの　：C

Ⅱ 評定

新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして，その実現状況を総括的に評価し，次のように区別して記入する。

「十分満足できるもののうち，特に程度が高い」状況と判断されるもの：５

「十分満足できる」状況と判断されるもの　：４

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの　：３

「努力を要する」状況と判断されるもの　：２

「一層努力を要する」状況と判断されるもの　：１

⑷　特別活動について

改善通知には，学習指導要領の目標及び特別活動の特質等に沿って，各学校において評価の観点を定めることができるようにすることとし，各活動・学校行事ごとに評価することが示されている。

また，特別活動の記録の記入方法は，各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で，各活動・学校行事ごとに，評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に，○印を記入することが示されている。

※改善通知は，文部科学省ウェブページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1292898.htm）に掲載

※発出当時の表現のまま，「新学習指導要領」とした。

これらを踏まえ，各学校における児童生徒の学習の効果的・効率的な評価に資するため，平成22年５月から評価規準，評価方法等の工夫改善に関する調査研究を行い，同年11月に「評価規準の作成のための参考資料」をとりまとめ，このたび，同参考資料で記載した事柄も包含しつつ本資料をとりまとめた。